

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	(Bグループ)北星・永山地区の都市公園のうち街区公園174箇所、近隣公園12箇所、地区公園2箇所、都市緑地6箇所)	所在地	永山中央公園ほか
設置目的	都市環境の改善、防災、良好な景観形成に寄与すると共に、市民レクリエーション及びスポーツ活動並びにコミュニティ活動の場の充実を図るなど、緑豊かで快適な都市空間を形成するため、多様な市民ニーズに対応した特徴ある公園・緑地を計画的に配置する。		
規模	都市公園194施設（北星・永山地区） 街区公園174箇所、近隣公園12箇所、地区公園2箇所、都市緑地6箇所54.343ha	設置年月日	

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	株式会社 旭川公園管理センター	指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで		
指定管理業務の内容	(1) 公園施設等の維持管理に関すること (2) その他市長が定める業務	指定管理料(千円)	R元	110,582 千円	
			R2	111,980 千円	
			R3	111,980 千円	
			R4	111,980 千円	
			R5	111,980 千円	

3 総合評価

施設所管部の評価（1次評価）	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	<p>【導入効果】</p> <p>① 経費の節減：管理経費は、直営時（H17年度まで受託業務）と比較して、公園数・管理面積増により増加傾向にあるが、点検費や簡易修繕など効率良く実施され経費の節減が図られている。</p> <p>②課題として、「公園愛護協会」の取り組みは、地元に関わり公園愛護団体の拡大や人材の発掘に努めているが、協力員の高齢化に伴い、活動休止や解散など現状維持も危ない団体がある。また、物価高騰に伴う経常費の上昇に伴い、効率的な事業の展開（経費の節減）や限られた予算を補完するための収益事業の実施、多様な公園の利活用へのニーズへの柔軟な対応による公園の利用促進事業の展開が必要である。</p>
	今後の管理形態	<p>■ 指定管理者制度 □ 直営</p>
	理由	<p>①指定管理者制度は、直営委託としていた「施設管理・清掃・保守点検・芝刈り」などから、権限を指定管理者に委任し、多岐にわたる業務を包括的に任せられた結果、市の事務管理の軽減や利用促進が図られた。</p> <p>②市民の要望に応じた施設の開設期間の延長など柔軟な対応でサービス向上が図られた。以上、現状及び直営とした場合に生じる課題を検討した結果、引き続き指定管理者制度を継続することが適当であると判断できる。</p>
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	<p>■ 公募 □ 非公募</p>
	非公募の場合、その理由	
制度所管部等の評価（2次評価）	今後の改善点	
	<p>①公園利活用に関するニーズの把握と、ニーズに即した利用促進事業の展開及び利便性及び管理の効率性の向上の推進。</p> <p>②厳しい経済状況の中、施設管理の効率化及び経費の節減の検討。</p> <p>③指定管理者間の連携を目的として設置した「連絡協議会」の活用によるサービスや維持管理水準の標準化及びグループ間連携による経費の節減及び効率的な公園管理の推進。</p> <p>④公共施設としての、公益性の高い公園管理を維持しつつ、収益事業の展開の推進を両立させ、自主財源の獲得の検討も積極的に取り組むことが求められる。</p>	
<p>適正に管理運営がなされているとともに、冬季の利用促進や、アプリを使用したイベント実施など、市民が楽しめる公園として創意工夫を凝らした取組を行っている。また、自主事業として自動販売機の設置や、希望日に合わせてトイレや水飲み場の開栓するなどニーズに合わせた対応に努めており、指定管理者制度のメリットが認められるため、引き続き指定管理者制度による管理運営が適当である。</p> <p>今後は、厳しい財政状況の中、公園としての機能を維持していくためにも、自主財源の確保に向けた取組の検討が望まれる。</p>		